

池田市再生可能エネルギーポテンシャル調査及び導入目標策定 業務委託仕様書

1. 業務名称

池田市再生可能エネルギーポテンシャル調査及び導入目標策定業務委託

2. 業務の目的

本市では、令和4年3月30日、2050年までに温室効果ガスの実質排出量をゼロにすることを旨とする「池田市ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。この宣言のなかで本市は、市民や事業者とともに、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取り組みを推進することとしており、達成するためには、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の最大限の導入を図ることが重要である。

本業務では、2050年の「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた基礎調査として、本市の温室効果ガス排出量の将来推計や再エネの導入ポテンシャル等を調査・分析し、本市の2050年脱炭素社会の将来像及びそこに向けた脱炭素シナリオ、再エネの導入目標等を検討したうえで、地域脱炭素ロードマップの作成を行うことを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

4. 業務の内容

(1) 基礎情報の収集・現状分析

地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた市域内の温室効果ガス、再エネの導入又は温室効果ガス削減のための取り組みに関する基礎情報の収集及び現状分析を行う。

ア 本市全域の現状における温室効果ガス排出量を算出する。

イ 本市の自然的・経済的・社会的条件を踏まえ、再エネ導入及び温室効果ガス削減のための取り組みに関する基礎情報の収集と現状分析を行う。

ウ 市民及び市内事業者の地球温暖化対策や再エネ導入に関する取り組み状況について、アンケートやヒアリング調査を実施する。ヒアリング方法や対象、内容については市と受注者で協議のうえ決定する。

(2) 温室効果ガス排出量の将来推計

本市の特性や国及び本市の温室効果ガス削減対策の効果を踏まえ、本市の将来の温室効果ガス排出量に関する推計を複数のパターンに分けて行う。

(3) 再エネ導入ポテンシャル調査

本市の自然的・社会的条件を踏まえ、本市における再エネ導入のポテンシャルを統計、現地調査を踏まえて推計する。

(4) 将来ビジョンと脱炭素シナリオの作成

(2) の将来推計及び(3) の再エネ導入ポテンシャルを踏まえ、2050年カーボンニュートラルに向けた本市の将来ビジョンと、ビジョンの達成に向けた脱炭素シナリオを作成する。

(5) 再エネ導入目標の設定

地域の再エネ導入ポテンシャルを踏まえ、本市の再エネ導入目標を設定する。

(6) 脱炭素ロードマップの作成

脱炭素シナリオの実現及び再エネ導入目標の達成のため、分野別に必要な施策や指標について検討し、重要な施策に関する構想を策定する。併せて、施策を実施していくための推進体制を構築する。

(7) 会議等の開催

本計画を地域に根差した、より推進力のあるものとするため、市が主催し、学識経験者等を構成員とする会議に出席するとともに、開催を支援する。

ア 会議は年2回程度開催することとし、開催日は協議の上で決定する。

イ 会議の議題及び必要な資料等については、受注者が提案し、市が承認する。

ウ 会議の資料作成及び会議録の作成は受注者が行う。

エ 会場は市の施設を利用することとし、会場の予約及び当日の設営は市が行う。

オ 会議資料の印刷、通知文の発送、会議出席者への謝礼の支払等は市が行う。

カ その他、上記に記載のない事項は協議により決定する。

(8) その他、市が指示する事項

本業務における必要な調査及び検討事項が生じた場合は協議により実施する。

(9) 報告書の作成

上記(1)～(8)の業務について、調査・検討内容を取りまとめ、報告書及び概要版を作成する。

なお、報告書については、今後予定している本市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)の策定に活用できるものとなるようにすること。

5. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたり、市に次の書類等を提出しなければならない。

- i) 業務委託契約に係る必要書類
- ii) 本仕様書に定める成果品
- iii) 請求書
- iv) その他、市が求める資料

6. 成果品等

本業務の成果品として、以下を提出すること。

なお、成果品については、図表や写真、イラストなどを用い、分かりやすく仕上げるとともに、ページデザインやレイアウトなどを工夫すること。また、原稿データについては、市の担当者も修正できるようなフォーマットで作成すること。

- i) 報告書（A 4 判製本、A 3 判の折込可、カラー印刷） 50 部
- ii) 報告書概要版（A 3 判見開き、カラー印刷） 100 部
- iii) 上記 i) の原稿一式（電子データ）及び概要版電子媒体 一式
- iv) その他、本業務に使用した各種資料、調査結果等の電子データ 電子媒体一式

7. 納品場所

池田市 まちづくり環境部 環境政策課

8. 業務の進め方

- (1) 本業務については、契約後、業務の進め方や進捗状況等について、適宜協議を行いながら進めるものとする。協議の実施後は速やかに協議録を作成し、その都度提出するものとする。
- (2) 本業務に関し、市は所有するデータを必要に応じて可能な限り提供するものとする。
- (3) 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び関係法令、規則等を遵守し、個人情報を取り扱う場合には、池田市個人情報保護条例等に基づいて適切に取り扱うものとする。また、受注者は本業務の実施過程で知り得た情報について、市の許可なく第三者に譲渡してはならない。
- (4) 本業務は、環境省補助事業である「令和 4 年度（第 2 次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用して行うため、同補助事業の趣旨を理解し、同補助事業の交付規定及び公募要領等に基づき実施するとともに、市と協議のうえ決定した納期についても厳守すること。また、補助金適正化法についても十分に理解した上で業務を実施すること。
- (5) 環境省補助の性質上、本業務は将来における本市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の策定を前提としており、本業務の成果品の提出にあたっては、同計画の策定素案となり得る形を取ること。

9. 権利関係

- (1) 本業務の成果品の著作権等はすべて市に帰属するものとし、市の承認を受けずに他へ公表、貸与または使用等をしてはならない。なお、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により修正が必要となった場合は、速やかに必要な措置を講じるものとし、これに要する経費は受注者が負担するものとする。

(2) 本業務の履行にあたって、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

10. 支払方法

完了検査後一括払いとする。

11. その他

受注者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示のない項目について疑義があるときは、速やかに市と協議のうえ、業務を遂行するものとする。